

令和6年第2回定例会

(第4日)

令和6年6月13日

令和6年第2回平川市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程（第4号）令和6年6月13日（木）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 水 木 悟 志
- 2番 葛 西 厚 平
- 3番 小 野 誠
- 4番 北 山 弘 光
- 5番 葛 西 勇 人
- 6番 山 谷 洋 朗
- 7番 中 畑 一二美
- 8番 石 田 昭 弘
- 9番 石 田 隆 芳
- 10番 工 藤 秀 一
- 11番 福 士 稔
- 12番 佐 藤 保
- 13番 原 田 淳
- 14番 桑 田 公 憲
- 15番 齋 藤 剛
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

- | | |
|------------|---------|
| 市 長 | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長 | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長 | 須々田 孝 聖 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長 | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員 | 鳴 海 和 正 |
| 総 務 部 長 | 對 馬 謙 二 |
| 財 政 部 長 | 對 馬 一 俊 |
| 市民生活部長 | 小 野 生 子 |
| 健康福祉部長 | 工 藤 伸 吾 |
| 経 済 部 長 | 田 中 純 |

建設部長	中江貴之
教育委員会事務局長	一戸昭彦
平川診療所事務長	齋藤恒一
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	中畑高稔
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇
監査委員事務局長	小田桐功幸

○出席事務局職員

事務局長	今井匡己
総務議事係長	柴田真紀
主事	佐藤日向子

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、一般質問に入ります。

本日は、一般質問通告一覧表の第9席から第11席までを予定しております。

第9席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○16番（齋藤律子議員） 改めまして、皆さん、おはようございます。

16番、日本共産党の齋藤律子です。一般質問3日目、最終日、朝一の質問となります。今日は持ち時間1時間級の3人が質問しますので、なるべく休憩時間に反映させ、早く終わるように心がけたいと思いますので、御答弁のほどよろしく願いをいたします。

それでは、通告に沿って一般質問を行います。

まず最初の質問は、新型コロナウイルスワクチン定期接種事業と予防接種の健康被害について、お尋ねをいたします。新型コロナウイルスが令和5年5月8日から5類に移行し、1年が過ぎました。5類移行後も流行の波を繰り返してきましたが、移行した5月から11月の間に新型コロナウイルス感染で亡くなった方が1万6,043人いたというニュースです。

令和6年4月1日からは、新型コロナワクチンの予防接種がB類の定期予防接種に位置づけられ、季節性インフルエンザと同様の予防接種となりました。新型コロナウイルスワクチンは人類初の合成ワクチンで、過去45年間の全ワクチンの累計を超える後遺症、死亡が報告されているワクチンです。

平川市では、これまで実施されてきた新型コロナウイルスワクチンの予防接種により、健康被害救済制度の認定を受けた方は2名と伺っています。しかし、依然として平川市民の中に、予防接種後動悸、しびれ、皮膚疾患、アレルギー症状、睡眠障がい、不安感など多岐にわたる体調不良を訴える方がおり、健康被害と思われる対象者がまだまだ存在するものと思っています。医療機関を受診しても原因が特定されず、我慢するしか、耐えるしかない現実となっています。

このような中で、平川市では、65歳以上の高齢者等を対象に新型コロナウイルスワクチン定期接種事業が秋頃から始まろうとしています。

健康被害の救済制度や相談窓口等の存在を知らない方が多く、周知が不十分であると考えますが、いかがでしょうか。新型コロナワクチンが定期接種化することに伴い、改めて健康被害の救済制度について周知徹底を図るべきと考えますが、市の見解を伺います。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 新型コロナウイルスワクチン定期接種事業と予防接種の健康被害についての御質問は、健康福祉部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 予防接種健康被害救済制度について、お答えいたします。予防接種によりワクチンを接種した場合、一時的な発熱や注射した部位の腫れ、痛み等の症状、いわゆる副反応が起こることがございます。また、ごくまれに重いアレルギーなど、重度の副反応が起きることもございます。

予防接種健康被害救済制度は、これらの副反応により、病気にかかったり、障がいが残るなどの健康被害が生じた場合、医療費や障害年金等の給付が行われるものです。

この制度の申請窓口は、予防接種を受けた市町村となっておりますが、まずは、実際に出た症状について、接種を受けた医療機関やかかりつけ医等に御相談いただきたいと考えております。

申請後、市の予防接種健康被害調査委員会での調査の後、県を通じ厚生労働省に提出、予防接種と実際に出た症状との因果関係が審査されるものとなっております。

予防接種健康被害救済制度の御案内は、接種時に必要となる予診票に同封してございます新型コロナウイルスワクチンの説明書に記載しておりましたが、御存じでない方が多くいらっしゃるとの議員からの御指摘に基づきまして、市の広報紙やホームページにより周知徹底を図っていきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） これまでも、そのワクチン接種の際に配布する袋の中に入れてきてますが、私もいま持っています。字が細かいのと、それからやっぱり丁寧に見ている方も多いですが、どういう症状なのか、ちょっと注意事項が多くてですね、なかなか判断が個人では大変だというふうに思っています。

それで、接種を受けて、そういうふうに副反応が強く出たり、後遺症となつてずっと苦しめられたりする場合は、かかりつけ医に相談ということでありましたが、これもなかなか、かかりつけ医に相談をしても、やっぱり後遺症と認めて判断するってことはとても全国的な例を見ても大変なようです。

そういうことで、市ではこれまでその2件が接種後の後遺症で医療費が助成になったりしたんですが、申請はいくらあったのかどうか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） いま齋藤議員が言われたように、実際に健康被害で申請があったのは2件でございますが、医療費の金額の詳細もですか。いいですか。2件でございます。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 2件あって2件認められたということでは、やはり重篤な症状だったと思います。

それは認められて大変よかったことですが、その後、もう、何て言うんでしょうか、日常生活に症状が出たりすると事欠くような、そういうことでもう2年近くですね、苦しんでる方もたくさんいるんです。

ですから、国でも一時ですね、2022年の9月、都道府県に対してはそういう認定数とか申請数などを公表しないでほしいという、こういうことを国のほうで都道府県向けにやっているんですが、そういうことも合わせて、やっぱり医療機関、医師もはっきりと

それを認めるには大変な検査も、実を言うと私もそうでして、200から300の検査をしないといけないと、こう言われたんですね。

そういうことから、これ費用もたくさんかかりますので。やはりその接種をやるかどうかは、これから高齢者等の65歳以上、始まりますので。きちんとしたそういう市としての選択ができるように、ちゃんと広報していただきたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） これまでは、それこそその国の指示どおりに倣って市民の皆様はワクチンの性質ですとか、その副反応の状況ですとかを周知してまいりましたけれども、今回は秋からその定期接種化されて接種が行われるわけですので、改めてそのワクチンの副反応ですとか、そういう症状が起き得るということに対しては、市民の方に目に付くような形で周知してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） やはりこの、接種を選べるかどうか、ここもきちんと助成はするということになっていますが、きちんとそういう、広報していただきたいということをお願いして、2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、尾上分庁舎大規模改修について。（1）住民説明会以降の改善点と尾上つばにわレター第3号について、お尋ねをいたします。尾上分庁舎の改修については、昨年11月に設計者も同席しての住民説明会が尾上分庁舎で開かれました。今年の3月には、これも設計者同席の議会に対する説明会が行われました。市民向けには、つばにわレター第3号が発行され、中学生も読んでねと表示され、新しい分庁舎の基本設計が完成しましたと書かれています。

つばにわレター3号は、これまでの1号、2号と違い、紙面は半分に縮小され、中身も簡略化された内容となったものでした。

つばにわレター3号を見た市民から、分庁舎がどのようなになるのかイメージが湧かない、がっかりしたなどの声が寄せられました。昨年11月の住民説明会で出された意見がいろいろありましたが、市はそれを集約していると思います。

この基本設計にどのように反映されているのか、内容を伺いたい。市長、答弁をお願いします。

（2）は、市所有の美術品、工芸品等の保管や改修後の管理の仕方、展示等について、お尋ねをいたします。これから引っ越し、工事に入る尾上分庁舎には、多くの美術品、工芸品が置かれています。工事期間中の保管や改修後の庁舎において管理はどのようなになるのか、お知らせください。

また、これまでも意見として出てきましたが、ギャラリーを設置し、これには貸ギャラリーも含まれます、その保有している美術品、工芸品の展示も、今後は大改修された分庁舎において検討するべきだと思いますが、考えをお聞かせください。

この問題は平成27年第1回の定例会でも取り上げておりますが、市長、答弁をお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 尾上分庁舎大規模改修についての御質問は、教育委員会事務

局長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） まず、尾上分庁舎改修に係る住民説明会以降の改善点の御質問にお答えいたします。尾上分庁舎の改修につきましては、昨年11月に住民説明会を開催しております。説明会では、子供のみでの利用ではなく、全部の世代が楽しめる施設、音楽活動が気軽にできるスタジオ、図書館のデジタル化、施設内へのWi-Fi整備など、たくさんの要望や意見を頂いております。

その後、頂いた要望や意見につきまして計画に反映させるため、各諸室の利用状況などを把握するとともに、設計者と検討を重ね、図書館内の配置の見直しを行いました。

1つ目は、1階に計画している貸スタジオについて、配置の見直しを行いました。貸スタジオは図書館エリアにあり、実際に利用を想定したとき、周囲への音の問題が懸念されたことから、生涯学習センターのリハーサル室を使用することとし、防音性能を高める改修をすることとしております。

また、読み聞かせコーナーを2階に計画しておりましたが、読み聞かせに集中できる環境を考慮し、1階へ配置の見直しを行いました。読み聞かせコーナーでは、プロジェクターやスクリーンを設置し、映画の上映や映像資料などを使用した学習にも取り組める環境を整備します。

2つ目は、図書館のデジタル化や読書支援の取組です。図書館を利用したくても行くことのできない方、障がいを持った方、高齢者などの読書が困難な方への支援策として、電子図書館サービス、デジタルアーカイブの整備、貸出用タブレット、デジタル絵本などの導入について検討を進めてまいります。

3つ目は、図書館内の通信環境の充実についてです。図書館エリアや共用スペースにはWi-Fi環境を整備し、インターネットを使用した調べ物や学習支援の充実を図ります。

次に、つばにわレターの質問について、お答えいたします。つばにわレターは、令和4年度より3回発行されております。第1号では市職員による検討チームの活動内容や市民アンケートの回答結果について、第2号では利活用コンセプトの決定や、市民ワークショップで出された意見を掲載しております。今年4月に発行された第3号では、基本設計完成までの経緯と、基本設計の概要について紹介しております。

当初のイメージから変わったとの御指摘ですが、第3号で紹介した基本設計の概要は、簡易な平面イメージで各フロアの構成を示しておりましたので、そのような印象を受けた方もあるかと思いますが、設計者から提案された内容を基本として、市民の意見を取り入れながら利活用コンセプトに沿って作成されたものですので、御理解をお願いいたします。

次に、市所有の美術品、工芸品等の保管や改修後の管理の仕方、展示等についての御質問であります。議員御指摘のとおり、尾上分庁舎には多くの美術品、工芸品等がございます。

現在、生涯学習センター2階の展示コーナーには、名誉市民である画家、葛西四雄氏の絵画や、同じく名誉市民である作曲家、櫻田誠一氏の直筆の楽譜などを展示しているほか、旧尾上町において親善友好都市であった宮城県亘理町から寄贈された、つばや甲

冑なども展示しております。

また、展示可能なスペースには限りがあることから、一部の美術品等につきましては、現在、尾上分庁舎の2階の部屋などに保管しておりますが、これら美術品等の工事期間中の保管方法につきましては、尾上分庁舎の地下や生涯学習センター3階など、改修工事を行わないエリアにおいて保管する予定としております。

次に、改修後の尾上分庁舎における美術品等の展示方法につきましては、生涯学習センター2階に展示するスペースを設け、名誉市民である葛西氏、櫻田氏の作品を中心に展示したいと考えております。

また、3階の貸事務所エリアにつきましても、一部の部屋をギャラリーとして使用できるように改修する予定としております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 一応、11月の住民説明会で出されたことに対しては改善をして、そしてつばにわレターで市民の皆さんにお知らせをしたということですが、やはり、なぜこのイメージが湧かない、なぜそのがっかりしたということが出てくるんでしょうか。市民の皆さんは、やはり今のこういうことを丁寧に説明していたら分かると思うんですが、そういうことがなぜ伝わっていないのか、市民の方に。ここが一番の問題じゃないでしょうか。

やはり、よそから人が来るのは、それは大変いいことですが、地域住民に足を運んでもらわないと、一時的にはにぎわいが生じて、にぎわいを常に、コンスタントに生じているということではできないかと思えます。

そういうことで、このイメージが湧かないということは、この紙面、中学生も読んでね、その新しい分庁舎の基本設計が完成しましたという、こういうことが書かれているのに、なぜかこの具体的にストンと市民には入っていかない。これがやっぱりそのイメージが湧かないということなんじゃないでしょうか。

また、がっかりしたというのは、やはりいろいろ思いはあるんだけど、ここにも書いてます、職員でいろいろ検討してきました、弘大との共同で検討してきました、それからいろいろワクワク会議を開いて検討してきましたと、こういうこともいろいろこう書いてるんですね。だけれども、やはり市民の人たちの直接の意見、ここがやっぱり私は拾われてないのかなというふうに思えます。

住民説明会には町会長の方が、議員も参加しましたが、多く参加しましたので、町会長は、やはり市民の方に聞かれた場合答えられなくてはいけないと思って、やっぱり率先して参加したものだと思っています。そういうことでは、やっぱりこの、住民の直接の声がどこまで拾えたかなと。

今までもワークショップやって、みんな誰でも参加できるんだから市民の方たちにも広くお知らせしてきたと言いますが、やはり手法的にはどうだったのかなということをいま感じています。そういうことでがっかりしたっていうのは、自分たちの考えと違うと受け取ったからではないかなと、私はこう思っています。

ということで、この紙面があまり簡略化しているっていうこと、これはですね、今まで、何て言うんでしょうか、今度教育委員会のほうで図書交流・協働マネジメント室なんて、ちょっとこう、何回も言わないと覚えられないような、そういうことになってい

るので、そこら辺はちょっと大変なところあるんですが、私は、これは少し行政機能縮小されてるところ、ぐっと今度分庁舎縮小されるわけです。

そういったときに、やっぱりそこへ寄り添える、その市民としてですね、そこを利用して盛り上げていこうという、この気持ちに応えるのが1つは大事なんじゃないかなと。

そういうことで、もう1回、やっぱりこのお知らせの方法もですね、もう少し工夫していただきたいなど。

紙面をその半分にしたのは、予算の関係なのかどうなのか、あとお知らせすることがないから、そうなったのか分かりませんが、ここはどうですか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 今年の4月につぼにわレター第3号を発行しましたが、実際、齋藤議員言われて、これですけども、基本設計ですが、平面図で簡略化されて、何というのがちょっと箇条書的なもので、実際どういったものがあるのかというのは実際伝わってなかったふうにはこちらも捉えておりますので。いま実績を策定中ではございますけれども、できましたら議員の皆様説明いたしますし、その後、つぼにわレター第4号としてですね、これ以上に、紙面とかスペースも限りがあるわけですが、できるだけどういったものでどういうふうなものかというのを、分かりやすく皆さんに周知できるかということもいま検討しておりますので、今後そういうふうにして周知を図っていきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） これからですが、いろいろな意見、完成しても出てくると思います。それはそれでまたやり直すこともできる。こういうことがありますので、やはり市民には丁寧に広報していただきたいなど、お願いします。

それと、この美術品、工芸品ですが、2階のイメージとしてはエントランスホールの辺りでしょうか。そこに展示のコーナーみたいなのを設けるようにちょっと聞きましたが、そのほかは、これも名誉町民であった方たちのものを、今、名誉市民になってるんですが、中心にというふうに伺ったんですが、美術品が、私、本当に丁寧に扱われてないと思いました。この基本設計の前に一応いろいろ回って見たんですが、本当に無造作に置かれていて、こういう美術品や工芸品に対する取扱い、何と思ってるのでしょうかと思ったんです。

そういうことでは、やっぱり湿気のあるところとか、いろいろどんどん傷んで破損していきます。そういうこと考えてるんでしょうか。今でも本当に描いた人や寄贈してくれた方には、申し訳ないような取扱いだったような気がします。

そういうことでは、やはり展示をして皆さんに見ていただく、広く見ていただく、足を運んでいただくことも大事かと思いますが、今度の保管場所とかそういうのは大丈夫なのか。それから、その中心に展示する人たちでなくて、そのほかはただ展示しっぱなしになるのかどうか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 美術品の展示ですけども、現在は2階のエントランスホールにありますけども、現在、庁舎内で検討してるのがいま現在の交流室です。旧キルト室になりますけども、そのこの部屋の部分につきましては、壁を撤去してオーブ

ンスペースにして、そこを今度、美術品の展示コーナーとか、今そういったので検討しております。

いま現在、尾上分庁舎には、名誉市民である葛西四雄氏の作品が13点、櫻田誠一氏の作品が5点で、名誉市民の方の18点と合わせて、現在全部で73点の美術品がございます。

ただし、スペースに限りがありますので、まず名誉市民につきましては常設の展示で、それ以外の美術品につきましては、全部が一度にはできませんので、例えば交代というか入替えしたり、また、例えば場所によっては廊下等とも展示できると思います。

また、3階の貸事務所エリアにもそういったものも想定して、いま検討を進めておりますので、一度に全部というのはちょっとなかなか難しいんですけども、できるだけ保管してる美術品につきましては、入替え等とかもして展示していきたいと考えております。

ほかにつきましては、展示していないものとかは、例えば尾上分庁舎の地下室とかに保管にはなるとは思うんですけども、地下室は、美術品に特化した改修とか、そこまでは想定しなくてですね。

ただし、ほかのものも保管とかになりますので、湿気等とかそういったものは配慮して改修工事を実施するので、その旨、御理解願いたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まず、キルト室は生涯学習センターのエリアじゃないでしょうか。この改修はいま初めて聞きましたが、今のこの答弁から、これまで、じゃあやっぱり美術品、工芸品をどういうふうにするのかは議論してこなくて、今この改修前に当たってどうするかっていう議論になってきたんでしょうか。前から私、平成27年にこのことを質問してるんですよ。

今は20年になります、市がもうそろそろ合併して。大体10年近くになったときにこの庁舎の構想ができて、分庁舎どうするんだということでやってきたんですよ。

けども、今そのキルト室を、生涯学習センターのエリアの中になって、ここは説明ではやらないということで、これまでの行政の部門だけやるっていうことになったのです。

ここは4月からなのでちょっとあれですが、答弁できる方おりませんか。お知らせください。それまで受け持ってきた部署で結構です。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） ただいまのキルト室の件につきましては、当初の段階では、生涯学習センター側の、例えば会議室、キルト室であったり、ウッドィクラフトとかアレンジメント室とか、そういったものは、改修とかそういったのは対象としないという方針ではあったんですけども。いま議員に言われましたとおり、やっぱり美術品とか、今まではエントランスホールという、何て言うんですか、隅というか、1スペースで展示していたんですけども、やはり美術品も大切だということで、その分のスペースの確保としまして、この実施設計を検討している段階で、そういったキルト室とか、そういったちょっと広いスペースを確保して展示するほうがいいというふうな、そういった方向性で検討しまして、いま現在こういうふうの実設計でもいろいろ検討を進めているところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） いずれにせよ、何か後手後手に回ってるように感じます。それでもいろいろと議論をして解決をしていくという方向になっていけばいいのですが、これからも様々なことが出てくるような気がしてなりません。

そういうことでは、しっかりとやはり後悔のない、市民の声を十分に聞いて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。

3番目の質問は、物価高騰、円安、株価乱高下など昨今の経済情勢について。（1）市財政への影響について、お尋ねをします。物価高騰、円安、株価乱高下など、昨今の目まぐるしい経済情勢の中で、市民の暮らしは窮地にさらされ、大変な負担増を強いられています。市においても、物価高騰や円安などにより、工事費や物品の購入価格に影響を及ぼし、経費が増となっていることと思います。

現在の経済情勢に対する見解とともに、市の財政への影響についてお知らせをください。市長、答弁をお願いいたします。

（2）は国債の購入など基金の運用について、お尋ねをいたします。平川市の一般会計では、約130億円の基金があることになっています。このうち、長期、短期合わせて42億円を、国債を購入して市は保有しています。

国が発行している債権である国債は、国が破綻しない限り、満期には元金と利息が必ず返済される。このことがメリットとされることから、基金運用を行っていると思います。市の財政運営計画では、これまでの借金の返済を、基金を取り崩していく計画となっています。

今後の基金の運用について、国債の購入も含めどのように考えているのかお知らせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員御指摘の物価高騰、円安、株価乱高下など昨今の経済情勢についての御質問のうち、私からは市の財政への影響についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、物価高騰や円安は市の財政運営へも影響を及ぼしております。例えば、公共工事では建設資材や人件費の高騰により工事費増となり、舗装工事や側溝整備工事は令和3年度に比べ約10%の増となっております。

紙製品においては価格の上昇が顕著であり、コピー用紙の1箱の価格は、令和3年度からの2年間で約40%上昇しています。

地方交付税制度において、毎年度、交付税算定の基となる単価の見直しがされる中で、物価の上昇についても考慮して措置されておりますが、現在の経済情勢が長期間継続した場合、市財政への影響は大きくなると考えております。

市では、財政への影響を最小限とするために、財政運営計画において、事業実施の取捨選択や財政負担の平準化など事業計画の見直しを行い、持続可能な財政運営に努めてまいります。

このほかの御質問につきましては、財政部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 私からは、国債の購入など、基金の運用について、お答えをいたします。当市では、基金を普通預金、それから定期預金のほか、債券で運用しているところがございます。その中で、債券につきましては、地方自治法それから地方財政法に則して、平川市債券運用指針を定め、安全性を最優先し、元本の償還が確実な公債などを購入しております。

議員御指摘のとおり、財政運営計画では基金の取崩しが続く見込みとなっておりますが、基金残高や今後の財政見通しを勘案し、現在運用している償還期間が20年や30年といった、利率が高い国債で運用益を確保しながら、時々の資金ニーズに対応できるよう、10年未満の比較的償還期間が短い国債を組み合わせながら弾力的な運用に努めてまいりたいと考えております。

自主財源が少ない当市において、この基金の運用益を向上させることが自主財源の確保につながることにありますので、今後も計画的に運用をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） （1）の質問は、やはりこの円安、それから物価高騰、こういう情勢の中で、市の財政にも影響があるということを経理からお聞きしました。

それで、こういうことがいつまで続くのか。これはいろいろな方が言ってますが、大きなインフレも来るだろうという人もいれば、様々秋頃には回復してくるんじゃないかなという方もおります。

いずれにせよ、周りの国の、そういう世界の国の情勢が私たちのこの市にもかかってくるということから、非常に難しい点ではありますが、やはり、必要なコピー用紙などは40%も値上がっても使わなければいけないことなので大変だと思いますが、これは今の情勢からは致し方ないことなのかなと。それで、この国債を購入して自主財源の確保のために運用していると言う財政部長です。

メリットとしては、国債は安全性が高いと、国が破綻しない限り必ず返済される、これは思っているんですが、本当にそれはそのとおりなのでしょう。

とにかくそこは、そのメリットをどういうふうに捉えているか、国は破綻することがないから大丈夫だというふうに捉えているのかどうか、財政部長の見解をお聞きします。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 国債のそのメリットの部分ですけれども、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、元本が保証されている。結局はその国に対して当市の基金からお金を貸すわけですから、国が破綻しない限りはその元本は保証される、そこが最大のメリットでございます。

あとは、当然ながら法律の中でも、基金はですね、ある目的のために積み立てられているものですが、すぐさま基金のほうから取崩しをしてですね、全て使うわけではございませんので、その他の余剰の基金の残高、そこについては、先ほど申し上げた地方自治法や地方財政法の中で、国債とかその安全性が一番優先されるものでしっかり運用しなさいというところもありますので、法がまず担保していることに加え、国が破綻しなければ安心だというところは確かでございますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 余剰の基金を、要するに自主財源を確保するためにメリットがあるということで運用している。それは分かりますが、本当にこのインフレで長期にわたると、本当にこれはそのまま大丈夫なのかということで、いろいろ言われていることがあるわけです。

そういうことから、本来ならばこの基金というのは、市民の暮らし向上、福祉とか健康、安全、こういうことの向上のために使わなければいけない、そういう性格のものだと思います。市民のほうから、大変なときにこういう制度つくってほしいとか、いろいろあるわけですから、そういうことに。

それから、いろんな子育て支援をしていっても、やはり経常収支比率が上がる、このことにもなっていくわけですから、取り崩しながらいろいろ運用していくのは分かります。

でも、平川市の場合は、長期の償還、これまでやってきた大型事業の償還のためにこれが取り崩して充てられるということが、一番大きなことになっているのじゃないかと思しますので、そうならば、やっぱり市のほうでは、短期はいろいろなときに返ってくるので、それをまたいろんなことに充てていくんでしょうけれども、やはり、どうなのかなって。

経常収支比率が上がっていることと、市民の要求と、これ、本当に合致できるのかなというか。そこは財政部長としてどうお考えでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） すみません、反問権行使してもよろしいでしょうか。

すみません、もう一度明確にちょっと御質問をいただきたいと思えます。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 要するに、市はこれまでの大型事業の償還をするのに、基金を当てにしているわけですね。それも大きなことを、それを当てにしなきゃ駄目だわけですから。

そして一方では、長期と短期のこの国債を購入して、短期は10年、大体その、どういうふうに計画してるか分からないんですけども、それが下りてきて、またそれが市の財政が助かると。

こういうことで回していくというふうに私は捉えています。ただ、経常収支比率、いろいろなことを、人口を増やすためにいろいろなことを、子育て支援も含めて、すこやか住宅支援とかいろいろなことやっているわけです。

そういうことからしてですね、市民のニーズに十分応えていける、その経常収支比率も上がっていくわけですから、それとの兼ね合いはどうですかということなんです。

絶対自信があるとか、絶対大丈夫です、20年たっても30年たっても大丈夫ですと言えるのかどうか、そういうことを伺っています。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 基金に関しましては、議員御指摘のところも一部はありますけれども、いわゆる大型事業に対する、将来に対する投資としての、事業に対する返済の部分もありますが、と同時に、まさかのときのために、平川市民が災害とかあった場合の手

当とか復旧とか、そういうことができるように基金を積み上げてきております。

経常収支に関しましては、毎年、使わなければならない事業やら人件費を含めて、そういう事業に使うことによって経常収支比率は上がってまいりますけれど、議員が御指摘のように、様々な市民のための生活向上あるいは福祉の向上等に使うことによっての経常収支は上がってまいります。その辺のところは、その経常収支のバランスを見なきゃならないと思うんです。

ですから、経常収支を抑えればいろんなサービスが低下するということもありますので、ある程度上げていった中であってサービスの向上も図っていくという、そういうところのバランスがあると思いますので、そこのところは議員にも御理解いただければと思います。

当市の財政状況は、御心配なさるほど、いわゆる今までの大型事業に対する返還償還を重ねていっても、決して危機的な財政状況にはないということだけは御理解いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） この経済の問題はいろいろ大変ですが、やはりこの金利が変動する10年国債であればある程度のインフレには対応可能という、こういうことを言っている方もいます。

だけど、銀行利息がつかない、お金の価値が目減りするんで、国債だけがとりわけインフレリスクの高い資産形成法とは言えませんが、こういうことも言われているのです。

ですから、やはりここは、財政は市民の暮らしに直結する問題ですので、ぜひ間違いないように一生懸命頑張ってくださいと思います。

それでは、最後の4番目の質問に移ります。

4番目は、加齢性難聴者に対する補聴器購入の助成について、お尋ねをします。

令和2年9月の定例会、令和5年3月定例会でも取り上げた質問ですが、よろしくお願いをいたします。高齢になると難聴になる方が増えています。聞こえが悪くなることで周囲とのコミュニケーションが取りづらくなり、日常生活に不便を来している事例が増えています。

椅子が隣だと聞こえるが、離れたところから会話を求められると聞こえない、話しかけられても生返事で対応している、聞き間違いが多くトラブルになるなど、高齢者は難聴により聞こえが悪くなると周囲とのコミュニケーションが取りづらくなり、日常生活に不便を来しているようです。

補聴器の価格は非常に高額で、年金生活者には大変負担の大きいものとなっています。平川市では、子育て支援は充実しているが、高齢者に対する支援は乏しいとの声もあります。高齢者の生活を支援し、社会参加を促進し、認知症のリスク軽減のためにも、高齢者の中等度の難聴者に対して、平川市でも補聴器の購入助成を実現してほしいと考えています。市長はどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の補聴器の購入助成につきましては、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○**健康福祉部長（工藤伸吾）** 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象者につきましては、国・県の補助を受け、年齢を問わず補聴器の購入助成を行っております。また、18歳以下で手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴の方につきましても、県の補助を受け購入助成を行っています。

議員御指摘のとおり、高齢の難聴の方につきましては、公的助成の対象とはなっていないのが現状でございます。

これまで、国の動向を注視してまいりましたが、新たな動きがないことから、本年度当初より市独自の助成制度の検討を開始したところでございます。

現在は、先進事例の情報収集を行い、対象者や助成額などの制度設計を行っております。その中において、昨今のヘッドホンやイヤホンの影響による若年層の難聴者の問題も考慮し、高齢者のみならず、対象となる年齢層についても検討しております。

準備が整い次第、必要な予算を計上し、御審議いただき、事業を展開していく予定としております。また、事業実施の際には、難聴が認知症発症の危険因子であること、補聴器の使用が有効対策であることを周知してまいります。

○**議長（石田隆芳議員）** 齋藤律子議員。

○**16番（齋藤律子議員）** いま補聴器助成についてはいろいろな先進事例などを集めて検討しているということで、大変うれしく思います。ぜひ来年度の予算には予算化されることを期待しております。

これを持ちまして、私の一般質問は終わります。

○**議長（石田隆芳議員）** 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○**議長（石田隆芳議員）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10席、7番、中畑一二美議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（中畑一二美議員、質問席へ移動）

○**議長（石田隆芳議員）** 中畑一二美議員の一般質問を許可します。

○**7番（中畑一二美議員）** ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第10席、議席番号7番、市政公明の中畑一二美でございます。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。今回は4項目について質問をさせていただきます。

近年、地球温暖化が要因とみられる気候変動により、世界各地で自然災害が頻発、激甚化し、国内においても猛暑や集中豪雨などによる甚大な被害が発生しております。いま私たちの生活に欠かせないものの1つがプラスチック製品であります。軽くて丈夫な上、安く作れることから、食料品や飲み物などの容器や包装として、また日用品や電化製品に至るまで、あらゆる場面でプラスチック製品があります。

近年、皆さん御存じのように、環境への影響が懸念されております。特に問題となっ

ているのが、プラスチックごみによる海洋汚染であります。

使用後に不要となったプラスチック製品の廃棄により、いずれ海へと流れ込むことで、海洋環境や生態系に大きな影響を及ぼす原因にもなっております。このプラスチック製品による海洋汚染は世界的な問題として注目されており、日本からも河川などを通じて年間2万トンから6万トンものプラスチックごみが流出しているとも言われております。

この問題の解決に向けては、地球規模の取組が必要となっているわけではありますが、私たち一人一人が、今できる取組から少しずつ着実に行動を起こしていかなければならないと思っております。そして、ごみの分別はもちろん、レジ袋の代わりにマイバック、ペットボトルの代わりにマイボトルを持ち歩くなど、意識しながらプラスチック製品の使用を減らすことで、少しでもプラスチックごみの削減につながるのではないかと考えております。

そこで、1 冷水機の設置について、質問をいたします。近年、SDGs推進活動の一環として、ペットボトルの削減、熱中症の予防対策として、マイボトルに給水できる冷水器を設置する自治体が増えております。現在、平川市の本庁所や小・中学校には設置されておりましたが、ひらかドーム、平賀室内温水プールなどの一部の施設には、旧式の給水器は設置されております。

しかし、冷水機ではありません。ペットボトルの削減を推進する観点からも、人が多く集まる公共施設への設置と、小・中学校では、熱中症対策として水筒などのマイボトルを持参させているとのことではありますが、朝、満タンに入れて学校に持ってきて、飲んでしまえば当然空になります。なくなれば困るので、少しずつ飲んでいる子がいるかもしれません。当然、熱中症につながってしまいます。

そこで、いつでも冷たい水が補給できるように、小・中学校にも設置をしてはどうかと考えます。また、2年後には国民スポーツ大会が開催されるなど、多くの利用者が想定されることから、現在、設置されている給水器をマイボトルにも給水できるタイプの冷水機に更新してはどうかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 中畑一二美議員御質問の冷水機の設置については、財政部長及び教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 公共施設への冷水機の設置につきましては、設置に関しての統一的な基準はなく、施設ごとに検討し、設置の有無を判断しているところでございます。

本庁舎については、旧庁舎に設置しておりましたが、老朽化に加えて利用頻度の低さから撤去した経緯がございまして、来庁目的から必要性は低いと判断し、本庁舎には設置していないということになります。

一方、第2庁舎につきましては、健診会場としての利用もあり、バリウム検査など検査後に水を飲む必要があることから設置したところでございます。現在、設置している冷水機は、マイボトル対応型ではないものの、水筒などへの補給は可能となっております。

今後、更新等の際には、議員御提案のマイボトル対応型や、車椅子の方々にも使いや

すい機種に配慮してまいりたいというふうに思っております。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 私からは学校施設、スポーツ文化施設への冷水機設置について、お答えします。まず、学校施設についてですが、議員御指摘のとおり、冷水機の設置により、児童生徒は、いつでも冷たい水を簡単に飲むことが可能となりますが、各校には水飲み場が設置されており、マイボトルへの水の補充がいつでも可能となっております。

また、ほかの熱中症対策として、普通教室へのエアコン整備が全校完了しているなどの対策も実施していることから、現状では学校への冷水機の設置は考えておりません。

今後も学校と協議しながら、児童生徒の熱中症予防に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、スポーツ文化施設についてですが、現在の状況としましては、ひらかわドリームアリーナ、ひらかドーム、平賀屋内温水プール、B&G尾上体育館に1台ずつ、文化センターはホール及び公民館に1台ずつ設置しております。

いずれも水道直結型で、ひらかわドリームアリーナ、B&G尾上体育館、文化センターは床置き型、ひらかドームと平賀屋内温水プールは、備付けの車椅子対応型となっております。

今後、更新の際には、議員御提案のマイボトル対応型で、車椅子の方も使いやすい機種に配慮してまいります。

また、議員御指摘のとおり、2年後には国民スポーツ大会ウエイトリフティング競技が当市で開催されます。国内最大のスポーツの祭典である国民スポーツ大会の競技会を安全・確実かつ円滑に行うため、競技会場のレイアウト及び、必要な仮設物、レンタル物品等の設営に係る設計業務を外部委託することとし、委託契約を締結したところです。

今後、設計を進めていく中で冷水機の設置についても検討し、必要に応じて新規購入、レンタルなどの費用面等も考慮しながら判断してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） いま答弁いただきました。私も、あの現場、何か所か確認をしてきました。まず、先ほど事務局長言われたように、ひらかドームと平賀屋内温水プール、車椅子の方、子供さんが使えるように高さは低い給水機でありました。

いた方に確認したんですけども、建設時に設置をして、本人は10年前から勤務しているってことで、このメンテナンスが一切されてないという話もされてましたので、別な意味でですね、ちょっと大丈夫かなというふうな心配になりました。

また、ひらかわドリームアリーナのほうも確認をしてきましたけれども、設置してる場所がですね、やっぱりこの、どこも非常に分かりづらい。見えないような、そういう場所に設置してあります。

ドリームアリーナはですね、通路の横の引込んだところに設置してあって、電気がついてなければ気がつかない、そういったところにありました。高さもね、普通の高さで、車椅子の方と子供さんはちょっと高いかなと。

本当は、できればね、玄関入って正面にある自動販売機の横あたりに設置すれば、分かりやすく使いやすいのではないかなと思いました。

それから、平川市文化センターのほうも確認をしました。こちらもね、先ほど答弁ありましたとおり2か所ありまして、公民館側は1階の事務室の横にエレベーターがあって、その向かいのロッカーの横にありました。もう1か所はですね、ホール入ってすぐ右側にスペースがあるんですけども、その右奥の角にありました。初めて見ました。何回も行ってるんですけど。それぐらい、どこにあるか分からない、何のために設置しているのか分からないような、そういう状況でありました。

やっぱり両方ともね、ドームや温水プール同様にですね、建設したときに設置をして、そのまま使っているのかなという感じを受けました。

それで、なんでこの冷水機が必要なのかというところを、ちょっと簡単に紹介したいと思います。この冷水補給についてはですね、環境省のマニュアルにおいてですね、5度から15度の温度の冷水が、直腸温度、体内の深部温度になるんですけども、直腸温度の上昇を抑制して、体温を下げ、熱中症の予防に効果的であるというふうに書かれています。

昨日もね、弘前市で31.2度という非常に暑い日があったわけですけども、こういう日がこれからまた本年も、昨年同様にですね、続いていくのかなというふうに思っております。

昨年、山形県の女子中学生がですね、部活動の帰りに熱中症で死亡したという報道もありました。それから、2022年4月にはプラスチック資源循環促進法というのが施行されまして、ちなみに日本国内で生産されるペットボトルの本数は、年間約234億本あるそうです。それで、ペットボトルのこの消費量ですね、これも年間約245億本。

生産した分がそのまま消費されているような感じですね。そのうちですね、約14%の約35億本ぐらいのペットボトルがですね、リサイクル回収されずに、そのまま燃えるごみとか不燃ごみ、もしくは海にそのまま流されているという状況であります。

そして、日本はですね、なんとプラスチックごみの排出量が世界で2位となっている、そういう本当に大変な国であります。

そこで、こういう質問をして、ペットボトル業者、自動販売機の業者からはちょっといろいろ言われるかもしれませんが、やっぱりペットボトルが一番身近で削減効果があるのかなということで、それを削減しながら、後で言いますけれども、3Rでね、リデュース、それからリユース、それからリサイクルというのがありまして、やっぱりそういうのをやっぱり考えながらね、生活していかないといけないのかなというふうに思っております。

それでは、次に入りますけれども、当然何をするにしてもお金かかるわけでありましてけれども、現在、これ官公庁のほうで2分の1、補助事業を行っております。予算がなくなり次第終了ということでありましたけれども、もしまだ予算が残ってれば、期限が延長されるような話も伺っております。

ここで再質問いたしますけれども、入替えはね、ちょっと難しいかと思っておりますけれども、これから改修する尾上分庁舎や学校施設、いま金田小学校やっておりますけれども、ぜひとも設置をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、市長の見解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 冷水機につきまして、いま金田小学校改築中です

けれども、その冷水機の部分については、すみません、私ちょっと勉強不足で把握しておりませんでしたので、それはちょっと確認しないと何とも言えないんですけども。

ただ、学校全体としましては、先ほども答弁しましたとおり、今のところ設置については考えていないという状況です。一応、冷水機というか、学校の先生方にちょっと聞いてみたんですけど、現状はどうですかということはちょっと聞いてみたところ、マイボトルはみんな持ってきてて、水は飲んでますと。

あと、休み時間は水飲み場で普通に飲んでますと言って、先生の感覚で言えば、例えば水飲み場からマイボトルへの補給とか、そういうのは感覚的にちょっとないという感じで、マイボトル持ってきたら飲むか、水飲み場でそのまま飲むかというのが学校の現状ではあるということで、現時点では冷水機の設置については考えておりません。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 分かりました。ちょっといろいろ調べてみたんですけど、平川市では環境保全率先行動計画というものがあつてですね、策定しているわけがあります。

これは、2021年から2030年までの10年間、市の事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量を、2013年度を基準としてその40%削減することを目標としております。

その中には、事細かにですね、省エネ対策が盛り込まれておりまして、その中に、先ほど言いました廃棄物の3R、リデュース、減量ですね、量を減らす。それからリユース、再使用。それからリサイクル、再資源化ということのほかにも適正処理の推進という項目がありまして、各個人での取組の中にですね、使い捨て製品の使用抑制というふうな記載がありました。マイバック、マイ水筒、それからマイ箸など、再使用できる製品を使用して、使い捨て製品の使用を抑制すると書かれております。

これは実施されているかとは思いますが、再度、確認していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、我々一人一人がですね、できること、地道にやっつけていかなければ、先ほど言いましたように世界中が大変な状況になってしまいますので、何とか我々できることをやっつけていきたいというふうに思います。この質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、2 インクルーシブ遊具の設置について、質問をいたします。公園に遊具を設置するに当たり、障がいの有無や年齢に関係なく、誰もが一緒に楽しく遊ぶことができるインクルーシブ遊具っていうのがあります。これを導入している自治体が増えてきております。県内でも、直近では八戸市、弘前市で設置をしたとのことでもあります。

それを踏まえまして、平川市内で遊具を設置している公園が何か所あるのか、そしてどのような遊具が設置されているのか、その中でインクルーシブ遊具の設置があるのかどうか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問のインクルーシブ遊具の設置についてに関しましては、財政部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 現在、市内に遊具が設置されている公園は、19か所ございま

して、主な遊具としましては、ブランコや3連鉄棒のほか、シーソーなど51基の遊具が設置されておりますが、インクルーシブ遊具につきましては、設置されていないというのが現状でございます。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） それでは、再質問いたします。

公園等の遊具につきましては、毎年点検をされているということでありましたけれども、現在、更新が必要な遊具はあるのか、また、今後、点検により更新が必要となった際に、インクルーシブ遊具の導入を検討していただけないものか、市の見解をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） まず、遊具の点検結果の御質問ですけれども、昨年度ですね、点検結果において、遊具51基のうち、使用不可とされたものが6基ございました。

そのうち、1基は今年度修繕することとしておりますが、残りの5基につきましては修繕が難しいということから、今年度ですね、順次撤去していく予定としてございます。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 分かりました。どうしてもいま最近はあまり公園を利用する方は少ないということですかね、撤去っていうことは。でしょうね。

じゃあ、ちょっと再質問をいたしますけれども、先日ヒアリングしたときにですね、この遊具は非常に高くですね、びっくりしたんですけど、小さいものでも200万円以上かかると、大きいものだと1,000万円以上かかるということをお聞きしまして、簡単にはこれ設置できないなというふうに思ったわけでありましてけれども。

将来的にですね、子供たちが多く集まるような公園にですね、インクルーシブ遊具を設置してですね、その公園に行けばいろんな遊具があるから楽しみだと、家族で遊びに行こうというふうになればいいなと思っております。

私も昔、子供まだ小さかった頃ですね、黒石の虹の湖公園によく連れて行きまして、当時はですね、大型遊具がたくさん、長い滑り台だとか、あとロープにつかまって遊ぶ、そういう遊具がたくさんありましてですね、私も一緒に遊んだ記憶があります。

今ちょっとどうなってるのか、あまりここでは言いませんけれども、ここでちょっと再質問をさせていただきます。

遊具の金額、非常に高いわけでありましてけれども、今までもね、国の補助金制度を活用して設置、整備されてきたと思っておりますけれども、現在、このインクルーシブ遊具を、もし導入するとなったときに、何か活用できる国や県の補助金制度がないものか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） ただいまの補助金についての御質問に答弁をいたします。公園施設の遊具等の更新を対象とした補助事業として、国の補助事業であります公園施設長寿命化対策支援事業がございまして、この事業は、公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている都市公園が対象となりまして、事業費として3,000万円が対象となります。その事業費の2分の1が補助金となっております。

先ほども答弁、財政部長のほうからも答弁ありましたが、遊具の更新等、撤去には使

えないんですけども、更新等があった場合にはですね、このインクルーシブ遊具の導入についても当該事業の活用を含めながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 分かりました。全部が全部導入する必要はなくてですね、ある程度、人集まるような何か所かでもいいかと思えますけど、将来的にですね、検討していただければなというふうに思います。

それから、もう1点再質問させていただきたくはありますが、今回ヒアリングしたときにですね、この公園の担当課、現在、財政課、農林課、建築住宅課など複数に分かれておったわけですけども、この担当課を一本化してはどうかと考えますけれども、市の見解をお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員） 副市長。

○副市長（古川洋文） 公園担当課の一本化について、お答えします。議員御指摘のとおり、現在、公園管理につきましては、設置した経緯等により複数の部署で行っている状況にあります。

このことから、担当課が抱える課題や業務量を確認し、公園の一元管理が可能であるかどうか、会議を開催したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

以前もですね、あの道の駅いかりがせきの担当部署が商工観光課ではなくて、市民生活部だったかなということで、やっぱり、何つうのかな、担当部署の職員もまたいろんな意味で管理が大変ではなかったのかなと思ひましたので、できればね、一本化したほうがいいのかなと思ひます。

また、そのほかにもですね、もし一本化したほうがいいと思われるものがあるかもしれませぬ。やっぱり合併した名残で、そのまま担当課が置かれている部分もあろうかと思ひますので、余計なお世話かもしれませぬけれども、仕事の効率化を図るためにもぜひ検討していただきたいというふうに思ひます。

次に移ります。3 軟骨伝導イヤホンの導入について、であります。軟骨伝導イヤホンとは、軟骨を振動させて音を伝える仕組みで、高齢者など、耳が聞こえにくい方と対話をする場合に、大きな声を出さなくても聞こえるため、個人情報を守られるということで、いま全国的にこの軟骨伝導イヤホンを窓口に設置する自治体が増えてきております。

軟骨伝導イヤホンの導入は、市と来庁者の双方において、非常に利便性が高いと考えます。耳が聞こえにくい高齢者や難聴者向けに、窓口に軟骨伝導イヤホンを設置してはどうかと考えますが、市の見解をお伺ひいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 軟骨伝導イヤホン導入についての御質問にお答えします。現在、当市では、来庁者の負担軽減を図るため、住民票などの申請書を書かずに申請できる書かない窓口システムを導入し、担当者が聞き取りにより申請書を作成しているところであります。

その際、高齢者など耳の遠い方に対しては、分かりやすい言葉でゆっくり話をしたり、

筆談を交えるなど、相手が理解できているかを確認しながら対応しております。

議員御提案の軟骨伝導イヤホンにつきましては、耳周辺の軟骨を振動させて音を伝える新技術を活用したものであり、自治体のみならず、金融機関、医療機関などで広く設置されてきていることは承知をしております。

音が明瞭に聞こえるだけでなく、音漏れがしにくいという特性から、より個人情報に配慮した対応ができ、耳の遠い方においても利便性が向上するものと考えますので、設置に向け、検討してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 設置をしていただけるような、いま市長の答弁をいただきました。感謝をしております。

少しこの軟骨伝導イヤホンに関して御説明させていただきますけれども、このイヤホンはですね、耳の穴に入れなくても明瞭に音が聞こえ、しかも音漏れが少なく、プライバシー保護にもつながるということで、また、イヤホン部分には凹凸がないので、除菌シートで簡単に拭くことができるということで、常に清潔を保つことができ、手間がかからないというものであります。

今回、質問をするに当たっていろいろ調べたところですね、音の伝導方法として3つのパターンがあります。まず1つはですね、これまで知れ渡っております空気を振るわせて音を伝える気導、空気の気に導くと気導。それから、骨を振るわせて音を伝える骨導というのがあります。

しかし、この軟骨伝導はですね、今から20年前、2004年にですね、奈良県立医科大学、現学長である細井先生という方が世界で初めて発見した軟骨伝導であります。これはですね、耳穴の周囲にある軟骨を、この振動させて音を伝える、第三の聴覚と言われております。

この原理を応用して、軟骨伝導ヘッドホンっていうのが2022年の、一昨年ですね、販売され、昨年、この集音器とセットになった窓口用のイヤホンが開発されてですね、いま役所や、先ほど市長から答弁いただきましたとおり、金融機関などのですね、窓口に導入をされていってるという状況であります。

実は、私の母親も加齢により耳が遠くなりまして、補聴器使用しております。いま身体障がい者4級っていうことで、県のほうから補助頂いてですね、無料で頂いたって言えば変んですけど、今それを使っております。

しかしながら、集音器みたいな感じでですね、やっぱり全ての音を増幅してしまって、不要な雑音まで大きく、もうガーガーっていう感じでですね、音は聞こえるけども言葉がはっきり分からない、何のために付けてるか分からない、そんな感じだそうであります。

ですから、この軟骨電動イヤホンは、ハウリングを、ガーガーピーピーそういった音を軽減して雑音を除去するというところでですね、ぜひ買ってあげたいなと思っております。

金額的にもですね、通常の補聴器、大体調べましたけれども、県から支給されているものが大体五、六万円ぐらいです、金額的には。ただ、この軟骨電動イヤホンは2万9,000円ちょっと、約3万円弱ぐらいの金額ですので、これから、先ほど齋藤律子議員が補聴

器の助成、お願いしておりましたけれども、補聴器よりもこの軟骨伝導イヤホンのほうが、主流になっていくのではないかなと私は思っております。

ということで、最後の質問に移りたいと思います。

4 碓ヶ関地域のデマンド交通についてであります。碓ヶ関地域を運行する路線バス、弘前・碓ヶ関線は、運転手不足を解消するため、令和6年4月1日から碓ヶ関駅前以降の停留所が廃止となりまして、終発着点ですね、これが道の駅いかりがせきとなりました。道の駅いかりがせきまでで終わりと、あと大館方面は行かないということになったわけです。

これについては、民間企業である弘南バス株式会社の2024年問題への対応もあり、やむを得ないものとは思いますが、地域住民からは不便になったとの声が届いております。

また、市では現在、碓ヶ関地域と平賀地域を結ぶ碓ヶ関・平賀線を運行しておりますが、毎週火曜日、木曜日、土曜日の週3回の運行となっており、また、バス停の数も少ないというふうに言われております。

隣の大鰐町では、路線バスの廃止を契機に、利用者の予約に応じて運行するデマンド型の乗り合いタクシー、通称スネカラバスというのが、いま走っておりますけれども、3路線が毎日運行されていると。非常に沿線住民にとっては好評であるということであり

ます。

また、この事業には国の補助金が活用されており、地域のタクシー事業者を守るという観点からも非常に意義のある事業となっております。

そこで、当市の碓ヶ関地域においてもこのデマンド交通を導入できないかどうかですね、考えますけれども、市の見解をお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 碓ヶ関地域のデマンド交通についての御質問には、総務部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 碓ヶ関地域のデマンド交通についての質問にお答えします。議員御指摘のとおり、令和6年4月1日より、弘南バス株式会社が運行する碓ヶ関・平賀線については、碓ヶ関駅前から岩淵公園前までの停留所が廃止となり、道の駅いかりがせきが始点、終点となっております。

その対応として、市が運行している碓ヶ関・平賀線について、運行ルートを久吉から湯ノ沢まで延伸したほか、上町にも停留所を増設しました。さらに、弘南バスとの接続を考慮し、時刻表の調整のほうも行っております。

これにより、これまではバスを乗り換えることなく弘前市方面へ移動できていた一部の住民から、不便になったとの声があったことも承知しております。

しかしながら、その結果として、令和6年4月の乗車人数は240人と、前年度に比べ61人ほど増加となっており、停留所別では、昨年度は1年間で23人であった道の駅いかりがせきでの降車が、1か月で14人を数え、弘南バスへの乗換えがスムーズにできているものというふうに推測されます。

地域のタクシー事業者を守るという意味でも、デマンド交通を導入してはいかがかと

いうふうな御提案でございますが、乗り合いタクシーを運行する場合は、いわゆるタクシー・ハイヤー事業とは異なりまして、道路運送法第4条に基づく国土交通大臣の許可を受けなければならず、現在のところ、碓ヶ関地域に許可を受けている事業者はない状況であります。

市としましては、決められた時間に決められたコースを運行する定時定路線型の運行形態で利用者が増加傾向にあることから、現行の碓ヶ関・平賀線を継続したいというふうに考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 再質問をいたします。

大鰐町みたいに補助金を活用してですね、地元の事業者を守ると、地域公共交通としてですね、やっぱり住民の足を確保しなきゃいけないのではないかとこのように思っておりますけれども、あるいはですね、この過疎債とか、国の補助金などを活用してやることはできないものか、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 過疎債とかの事業債を活用できないかということでもありますけれども、ソフト事業を広く対象とする過疎対策事業債のソフト分が考えられますけれども、やはり発行限度額も定められておまして、現在のところはほかの事業を優先して充当している状況であります。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） いずれにしても、いま現在は考えてないということでもあります。ちょっと先日ですね、テレビのニュースの中で、ちょっと御紹介しますけど、茨城県の境町というところでは、ここ人口2万4,000人の町だそうです。うちの市より若干小さい人口ですけれども、この町が紹介されてまして、人口の3割が65歳以上という高齢化が進んでいる町であります。

地方のですね、この交通弱者を救うために自動運転バスを実用化したというニュースでありました。内容確認しましたらですね、町長がネットでこの自動運転バスの記事を読んだことがきっかけで、やろうということで話が進んで、運行体制はですね、名前言っていいかどうか分かりませんが、ソフトバンクの子会社が受託をして、官民連携でですね、実現に至っているということでありました。

利用者は1年目が5,000人くらいだったみたいですけど、3年間で人口を超える約3万人の方が利用していると、今も続いておりますけれども。しかも、なんと利用料金は無料だそうです。

やっぱりこれが、全国からですね、非常にすばらしいと、どういうふうにやってるのかということで、年間100件以上の自治体とかが視察に訪れているということでありました。ぜひ見てみたいなと思っております。

車の都合つく方はですね、このバス、デマンド交通も必要ないのかもしれませんが、やはり高齢化が進んでおまして、高齢者が、車都合つかない方も含めてですね、買物行ったり病院へ行ったりすることを考えた場合、やはり地域の公共交通としてデマンド交通は必要じゃないかなというふうに考えております。

また、今2024年問題や運転手不足でですね、運転手が確保できないという問題もあり

ます。先日もね、運送事業者が定年退職した自衛隊員を雇用するっていうか、してみたような、そういうニュースも入ってございましたけれども。

私も、例えばですね、地元の方でそういう自衛隊、定年退職でもいいですけど、会社関係退職、定年退職した方含めてですね、仕事探している方、当然いるかと思えます。そういう方を採用することができれば、会社のほうもですね、人員確保できますし、本人も地元で働けるってことで、非常に一石二鳥か、三鳥にもなるんじゃないかなというふうに考えます。

これ以上話してもあとは実現はちょっと今のところは厳しいということでもありますので、そういう今後のね、もしそういう声が非常に大きくなってきたときには、そういうことも踏まえながらですね、検討していただきたいなというふうに思います。

先日、最後になりますけども、先日、葛西勇人議員がこの2階の入り口の花壇の手入れをしてくださっている方の話をされておりました。非常に感動しました。

たまたま、花が好きだった方だったということで、皆さんが分からないところですね、手入れをしてくださっていたということでありましたけども、やはり、もし誰もですね、手入れしてなかったら、花は枯れ、咲いてないじゃないかなというふうに思います。

やはり、この誰も見ていないところで頑張っている方たくさんおります。そういう方にもどんどん、見かけたらですね、励ましの声をかけていただければなというふうに思います。

私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 7番、中畑一二美議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第11席、8番、石田昭弘議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（石田昭弘議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○8番（石田昭弘議員） 本定例会最後の一般質問となります。11席、8番、ひらかわ市民クラブの石田昭弘です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、項目1 再生可能エネルギーについて、項目2 弘南鉄道について質問いたします。

まず、項目1の再生可能エネルギーについて、質問します。政府は、脱炭素とエネルギーの安定供給、そして経済成長をともに実現させるため、2040年に向けた国家戦略、GXグリーントランスフォーメーション2040ビジョンを策定する方向を打ち出し、経済産業省はエネルギー政策の指針、第7次エネルギー基本計画の策定に向け議論を開始しました。2050年に温室効果ガス排出を実質ゼロにする政府目標と、AI人工知能時代の

電力需要拡大を見据え、再生可能エネルギーと原子力発電を最大限活用する方向で検討するとしています。

そこで、再生可能エネルギーについての質問ですが、趣旨は今後さらに導入拡大を目指す再生可能エネルギー、いま現在においても再生可能エネルギー設備立地に伴う地域でのトラブルが起きている状況にあって、平川市もいつその当事者になるか分かりませんので、事前に考え方や対応、対策などについて考えておくべきとの思いから質問するものであります。

それでは、(1) 再生可能エネルギー設備の現状について、質問します。当市には、現在、再エネ事業者による設備は何件あるのでしょうか、お聞きします。

(2) 再生可能エネルギー設備立地のリスクについて、見解を伺います。再エネ、太陽光発電や風力発電は、エネルギー密度が低いために、大量のエネルギーを集めようとすると膨大な面積を必要とします。諸外国に比べ、日本は平地面積が限られているため、傾斜地や森林を伐採し、山を削るなどして立地しています。その結果、景観や環境を破壊、土砂災害などの原因ともなっていることから、市はこのようなリスクについてどのような考えを持っているのか伺います。

(3) 県の「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」について、伺います。令和5年9月12日に、自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想に関わる宮下知事の記者会見が行われました。主な内容は、再生可能エネルギーでのエネルギー完全地産地消と再生可能エネルギーと地域・自然との共生に係る条例等を制定（発電設備の立地禁止区域を設けるゾーニング）、そして再生可能エネルギーにかかわる新税、法定外税の創設をし、まずは陸上風力発電について法定外普通税の検討を年内に進めるとしました。

今年に入り、4月25日の記者会見では、大規模開発に伴う陸上風力発電に加え、太陽光発電も課税対象とする意向を新たにし、当初、用途を定めない法定外普通税を検討していましたが、環境保全に特定した法定外目的税とすることも含め、2024年度の条例化を目指し、検討を進める考えを示しました。

そこで、県の自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想について、現段階での市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 私からは、まず、再生可能エネルギー設備立地のリスクについての御質問にお答えをいたします。国のエネルギー基本計画に基づき電力の構造的転換が図られている中、再生可能エネルギーの普及拡大が国全体として必要不可欠な状況となっております。

一方で、八甲田周辺で計画だったユーラスエナジーホールディングスによるみちのく風力発電事業が、地元住民らから水質や景観の悪化を不安視する声を受け、結果として事業を撤回するに至ったことは記憶に新しいところであります。

このほかにも、再生可能エネルギー導入をめぐる地域トラブルは全国的に増加傾向にあり、特に自然保護や景観、災害などへの影響を懸念する声が高まっているものと認識をしております。

議員御質問の再生可能エネルギー設備立地のリスクにつきましては、基本的には関係法令による規制的措置により対策が講じられております。また、地域での懸念の解消に

向け、本年4月には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が改正されました。改正法では、開発事業者が説明会を開催し、周辺地域に対して事前周知を行うことが明記されたところであります。

仮に、当市に立地が計画された場合には、説明会を通じて関係法令の遵守状況や安全面の予防措置等について把握するとともに、地域住民の合意形成についても確認していく必要があるものと考えております。

次に、市の自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想についての御質問であります。県が策定した共生構想では、本県における自然環境と再生可能エネルギーとの共生の在り方について、一定の方向性が示されております。県では、現在、有識者会議を設置し、新たな条例の制定に向けた検討が進められているところでありますので、議論の進捗について情報収集を進めてまいりたいと考えております。

また、共生構想について市ではどのように考えているかとの御質問であります。県の共生構想の目指す姿としては、自然環境との共生を前提に、県内の電力需要相当量の全てを再生可能エネルギーによる発電で賄うことが可能な規模の導入を目指すとしております。

これに対しまして、平成29年3月に策定した第2次平川市環境基本計画においては、当市の目指す環境像として、低酸素・循環型社会、自然共生により未来へつなげるまちへと定め、再生可能エネルギーの活用を推進していることから、県の共生構想の目指すところは当市と一致しているものと考えております。

当市における再生可能エネルギー設備の現状につきましては、総務部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（対馬謙二） 私からは、当市における再生可能エネルギー設備の現状について、お答えいたします。資源エネルギー庁が公表している、令和6年4月末現在の固定価格買取制度の認定情報によりますと、当市では20か所の発電設備が認定を受け、稼働している状況でありまして、発電出力の合計は7,533キロワットとなっております。

再生可能エネルギーの種類別では、太陽光が19か所、973キロワット、バイオマスが1か所で6,560キロワットとなっております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 今お答えいただきましたけれども、まず、再生可能エネルギーの設備の現状について、20か所あるということを知りました。この発電規模から言いますと、バイオマスが一番大きいということになりますよね。そして、太陽光に関しましては、そこまで巨大なものはないような感じがこのデータからは伺い知ることができます。私も市内全域周って見ましたけれども、そこまで大きなものがないように思いました。

市の関係としてもですね、公共施設に太陽光発電等ありましたので、例えば碓ヶ関とかそうですし、学校施設等に関しても結構ありましたので、そこら辺は認識しております。そういうふうな意味では、大規模なものとしてはバイオマス以外はないというふうにして認識いたしました。

2つ目のこのリスクに関してなんですけれども、リスクそのものに関しましては、いま

市長がおっしゃったように、非常に自然環境破壊と景観、こういうふうなものが非常に全国でいま顕在化しております。第2次の計画においては推進の方向であるというふうな話を聞いておりますけれども、この件に関しましてはですね、私もこれから少し述べていきますけれども、今ひとつ考え方をですね、深めていく必要があるのかなど。再エネに関しましては、そろそろ飽和状態になってきてですね、いま計画されてますけれども。今後より多くこういう施設を全国に設置及び立地していくには、ちょっと無理かなって感じがいたしますので、その点も含めて少しこれから議論をしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、県のこの構想に関してなんですけれども、自然と共生しながら進めていくと。電力の地産地消、これを行っていくというふうな考え方のもとに、今ゾーニング等していったって適地を見つけていくような状況。

また、地上のみならず洋上等も含めながらこれから進めていく流れになっていくとは思っておりますけれども、これに関してもいささかどうなのかなって感じはいたします。ですので、これから少しまた再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、リスク少し述べさせていただきます。再生可能エネルギーの多くは、御存じのとおり、自然現象の影響を受け、電力発電量が安定しないばかりか、莫大な土地が必要となります。日本は地震、台風、大雨、大雪など自然災害が多く、海外に比べて平地面積が限られている上に、平地部分には人口が密集しているために、大量の再エネ電源を導入することは本来不向きであると言えます。

にもかかわらず、資源エネルギー庁によれば、再エネ発電設備容量は世界第6位、太陽光発電は世界第3位、国土面積当たりの日本の太陽光導入容量は主要国の中で最大級、平地面積で見ると、再エネが進んでいるドイツの2倍となっています。

現行の第6次エネルギー基本計画では、2023年の再エネの導入率を36%から38%と設定していますが、2022年度の導入実績は約21.7%にとどまっています。達成に向けてさらに再エネの導入拡大を目指していますが、地域でトラブルを抱えながら大規模な太陽光パネルや陸上風力発電をいま以上に設置するには、当然無理があるように私は思います。

実際に、土砂災害や環境破壊を懸念する地元が反発しています。一部紹介します。これは南東北なんですけれども、宮城県では、風力開発で町民が町長を提訴、蔵王山麓の風力が白紙撤回、仙台市でパネルが崩落。福島県では、メガソーラー開発ではげ山、ソーラー工事に地元住民が反発。山形県では、雪の重みや大雪でパネルが破損。出羽三山で風力に反対、巨大洋上風力に住民が反対。石川県能登半島地震でも太陽パネルに被害が出ております。

このように山間部で相次ぐ住民のトラブルを受け、経済産業省は、先ほど市長がおっしゃってましたけれども、改正再エネ特措法に法令違反した場合、再エネ事業者にFIT・FIP等の交付金を一時保留できるようになりますが、これだけではトラブルの根本的な解決にはならないと私は感じております。

青森県においても、先ほど市長がおっしゃってございましたけれども、八甲田山系周辺などで計画していた(仮称)みちのく風力発電事業が2023年10月10日に白紙撤回。同事

業に対して三村元知事は、2022年9月9日に、「再生可能エネルギーだったら何をやってもいいのか。」私的な立場と前置きした上で、「大切な水を蓄える森林を無秩序に開発していいわけがない。」と声を荒らげていました。また、現在、十和田市の八甲田奥入瀬溪流に隣接する地域に、発電機総数43機の惣辺奥瀬風力発電所計画が進んでいて、反対を求める署名運動が起きています。

宮下知事は2023年9月12日の記者会見で、「再生可能エネルギーというのは何の疑問もなくよいものだとして、私たちは進めてきた。これだけ暑くなっていて、電気を使用するようになってきていることから、化石燃料に頼らない発電はよいものだと思ってきました。一方で、青森県の現状を見れば、自然環境の破壊ということがすごく目につくようになってきた発電になっている。」と発言しました。

そこで、(3)の県の「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」について、再質問いたします。

県は、再生可能エネルギーと地域自然との共生に向けた制度を検討する会議に、再エネのゾーニング、共生区域、調整区域、保全区域、保護区域の再エネ立地4区分を提示しました。現在進行形の素案であります。平川市の約70%は山林、県のゾーニングに対して、今から考えておく必要があると思いますが、見解を伺います。

先ほど、市の方の方針としては、再エネを進める方向だという話もしておりましたけれども、この点も含めて見解を伺いたいとは思っております。

あわせて、共生区域は、市町村、事業者、住民らの協議会で合意を得られた区域となりますが、調整区域は、住民説明会など地元の意見を踏まえ、事業者が計画を調整し、知事が適否を判断するとしています。読み違いでなければ市町村が不在となっていることに違和感を覚えますが、この点に関しましても、見解を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 6月5日に、青森県自然地域と再生可能エネルギーの共生制度について、市町村説明会が開催されております。その中で、ゾーニングは広域的な視点から守るべき環境を保全するための手法であり、本県の再生可能エネルギーに対する自然保護等の考え方をあらかじめゾーニングによって見える化し、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進めるために設定するとの説明があったとのことであります。

今後、さらに県において検討が進められるものでありますが、市としましては、自然環境の保全と再生可能エネルギーの導入促進を目指す、バランスの取れたゾーニングとすることが重要であると考えております。

また、調整区域における合意形成手続の中に市町村が不在となっているのではないかと御質問ですが、合意形成手続は、地域の視点から守るべき環境を保全するための手法であり、地域と事業者が対話する機会を設け、地域の視点から守るべき環境を保全しながら、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進めるために設定するとの説明がありました。

現時点の案では、環境影響評価手続の前後において、市町村が事業計画や合意形成などに関する意見を述べる機会を創設するとのことであり、市としましては、地域と事業者が円滑に合意形成を図られることが重要であると考えております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 市長の説明を聞かせていただきましたけれども、決して市町村はなおざりではないと、しっかりとその中に入って、地域と事業者、対話、これにしっかりとその意見を述べるができること、このように考えてよいのかなと思いましたし、また、市としてはですね、何て言いますかね、保全と再エネの促進、これバランスよくっていう話をしてましたので。ただ、このバランスは非常に難しいなと思います。何をもちいてバランスとするのか、これが非常に難しい点だなとは思っています。

先ほど、私、70%が平川市山林っていう話をさせていただきましたけれども、山林そのもの、例えば風力に関して言えば山の尾根に設置しなければならないし、また太陽光に関して言うなれば、森林を一面に伐採した上でもちいて傾斜をある程度整えてそこに設置しなきゃいけないと、こういうふうなものになっておりますので、これに関しては非常に災害の問題もありますし、非常にこの点は、この平川市にとっての地域のこの地形から言ってですね、設置するような場所は基本的にないんじゃないかなと。バランスと言いますけれども、果たしてどうなのかなって感じがしました。

私も実際、その山のほうずっと行ってみました。道路を通ってですね、東部地区とか西部地区、碓ヶ関のほうも行って見ましたけども。いろんなもの、機材を運ぶに当たっての道路の整備とか、もしこれを可能にするんだったら必要になるなと思いましたし、現段階としてはそういうふうな大きな機材、また設備等を運ぶだけのものが、道路にしてもですね、しっかりとしたものはないなっていう感じが率直にいたしましたので、これに関しましてはですね、まだまだ検討の余地があるし、まだ決まってもいない話ですし、今後のそういうふうな状況がどうなるかも分かりませんので、何とも言えませんけれども、平川市として適正な場所はないのではないかなと思います。

できますれば、保護区域ないしは保全区域になればと私は願っております。そこでもって、危惧に終わればいいんですけども、みちのく風力発電事業ありましたよね、白紙撤回されました。ユーラスエナジーホールディングス、先ほど市長も述べていましたけれども、今後は、青森県より公表された自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想も踏まえ、引き続き青森県内の風力発電の推進を通じて、日本の再生可能エネルギーの普及拡大を目指し、地域に貢献したいと、このように発表していました。となればですよ、平川市もその対象になる可能性が十分ありますので、どうかですね、今から対策、対応等お考えいただければと、このように思っております。

参考までに、福島市に関しては、昨年8月、災害の発生が危惧され、誇りである景観が損なわれるような産地への大規模太陽光発電施設の設置をこれ以上望まないとして、ノーモアメガソーラ宣言を発表しました。

このような感じで、先ほど来言ってますけども、今の再生可能エネルギーに関しましてはですね、政府が進めますけども、それに伴った基本的なそういうふうなもの、例えばこういうふうな環境に対する破壊、住民に対する丁寧な説明等行われてきてない、制度的にもまだまだ不完全なところが多すぎるような感じがいたします。ですので、何をもちいて進めるのか、何のための再エネなのか、誰のための再エネなのか、ここら辺が分からなくなってきたような感じが非常にいたします。

そこで、再生可能エネルギーに関わる新税、法定外税の創設の検討開始について、再

質問いたします。

再エネを進めるために、国民に重くのしかかるFIT制度に基づく再エネ賦課金があります。経済産業省が3月19日に発表した2024年度の賦課金は、単価1キロワット当たり3.49円。1か月の電気使用量が400ワットの一般家庭の負担額が月額1,396円、年額1万6,752円。単価が下がった2023年度に比べ2.09円の大幅増。2022年度の単価3.15円と同水準となり、単価が年々増加する傾向に戻りました。

宮下知事は、「私は現状、都会の電力のために青森県の自然が搾取されていると受け止めています。青森県の自然を利用して利益を得ている会社があり、その構造とか構図とか、どれくらい儲かってるかということは今この場で言える人は多分いないと思います。一方で、そういったところは基本的に本社のある地域で税金を納めているという構造になっているはず。一方で、税という部分では少し専門的になるのですが、水平的財政調整がこの電源ではまだ図られていないはずであり、それにチャレンジするという事です。」と発言いたしました。そこで、この青森県が検討しているのが、再生可能エネルギーにかわる新税、法定外税の創設ということになります。

また、これとはまた別に、宮城県で4月1日に施行した再生可能エネルギー地域共生促進税条例との違い、これもまたあると思いますので、この点に関しまして、この2つ含めて、この税に関して市の見解をお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 再エネ新税に対する見解について、お答えいたします。まず、宮城県が条例で定める再生可能エネルギーの地域共生促進税につきましては、0.5ヘクタールを超える森林開発を伴う再生可能エネルギー発電設備を設置した場合、その発電出力に応じて設備の所有者に対して課税するものであります。特徴的なのは、森林という設置場所に着目した点でありまして、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域に設置される場合などは非課税とされております。つまり、税収増ではなく、大規模な森林開発の抑制と適切な地域への誘導を目的とした制度となっております。

一方、宮下知事は、有識者会議において、県民の再生可能エネルギー発電の普及拡大に対する理解促進を前提に、当事者である事業者の理解と協力の下、本県の豊かな地域資源をつくり上げていく新たな枠組みとして、新税の創設の検討を進めると説明しております。共生条例と再エネ新税は相互に関連するため、有識者会議の意見も踏まえ、今後、新税の制度構築が進められていくものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） いま総務部長がおっしゃったような内容ですね。これを端的に言えば、宮城県の条例は税収が目的ではなく、開発を抑制また規制するものであるというふうに言えると思いますし、青森県は、ノットインマイバックヤード、訳すと我が家の裏庭に置かないでと。公共に必要なものだが嫌なものだからもう交付金、補助金を得られるという発想、これは原発でも同じですよ。このような発想で宮下知事はこれまでやってきております。

ですので、こういうふうな観点に立ってるこの税だということを認識した上でもって、個人的なお話をさせていただきましても、政府は膨大な補助金を付けて再エネ開発

を後押ししていますが、その結果、先ほど来言っていますとおり、各地で起きている環境破壊や再エネ反対運動、国民に重くのしかかる賦課金など、今のままでいいのか、私は非常に疑問を感じております。

現在止まっている原発の再稼働を進めれば、少なくとも再エネが生み出す分の電力をカバーすることは十分に可能です。毎日長時間、気象状況など、お日様任せ、風任せの不安定な再エネ施設を作り続け、各地で本来必要のない争いをつくり続けることは本当に正しいのかどうか、もう一度検討をするいま時期に来ているのではないかと思います。

これに付随しまして、太陽光に関しましても、今後使用期間が来るものの大量廃棄等もありますし、使ってる内容に関しましても毒性のあるものを使っております。

この点、まだ不確定な要素がありますし、また、風力に関しても、その羽根ですね、ブレードなんですけども、これに対してもまだまだ使用が終わった後とかどうなるかまだ分かりませんし、太陽光による火災の発生とか、災害において壊れて、その太陽光そのものはずっと発電し続けますので、何かあった場合、それをその工事の方が行って復旧したり。

また、災害等においてまた火災等において、消火に関しましてもすぐできないような状況になって、非常にこれまた厳しい状況下にあるということが全国的にいま出てきておりますので、まだまだこの点に関しましては問題があるので、よくよく考えながら進めていただきたいなと思っておりますし、そのような状況下にこの平川市がならないように、この自然豊かで本当に美しいこの平川市、私は再エネの巨大な開発に関してはノーと言わせていただきたいと思っております。

市の方針としては進める方向だと、バランスよく進める方向だと言っておりますけども、いかなものかと今のこの時点では言えると思っております。これをもって、今のこの第1項に関しては、質問を終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、項目2について質問いたします。3月定例会一般質問に引き続き、弘南鉄道について、質問いたします。

まず、(1)弘南鉄道活性化支援協議会についてです。繰り返しになりますが、弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画における支援の内容は、弘南線は令和3年から令和12年までの10か年。大鰐線は令和3年から令和12年までの10年間を維持することを目指して、令和3年から令和7年までの5か年の運行に関わる支援計画により支援するが、令和5年度末の大鰐線の経営改善や修繕等の進捗状況とその後の見込みを評価した上で、令和8年度以降の在り方を事業者と協議することになっております。その後、会議、協議は行われたのか、会議の内容をお知らせください。

(2) 運送の安全確保(踏切設備)について、質問します。東北運輸局から、施設の保守管理体制の脆弱さ、本来行うべき検査が行われず、必要な補修を実施してこなかったことが指摘されました。にもかかわらず、いま現在においても、運送の安全が確保されていないように思われます。

具体的な場所は、中佐渡踏切、踏切の敷板が腐食して、鉄板を固定するねじが緩んで浮き上がっています。たまに補修工事をしているようですが、すぐにまたこのような状態に戻っています。この繰り返しが何年も何年も続いています。ねじが外れ、鉄板がずれてレールに乗り上げ、脱線等の事故が発生したら取り返しがつかないことになると思

い、数年前に平賀駅に状況を伝え、対応をお願いしたことがあります。

そこで、市はこうした現状を認識しているのか、また、認識しているのであれば補修工事を要請すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

(3) 館田駅を活用した「地域運営組織活動拠点施設」整備について、経緯と設備計画について説明を求めます。その上で、拠点施設と駅機能のすみ分け及び維持管理などについて市の考えを伺います。以上、お願いします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、弘南鉄道活性化支援協議会での大鰐線の協議状況について、お答えをいたします。議員御指摘のとおり、令和8年度以降の大鰐線の在り方につきましては、令和5年度末の大鰐線の経営改善や修繕等の進捗状況とその後の見込みを評価した上で、事業者と協議することとされております。

弘南鉄道活性化支援協議会において協議は行われたのかとの御質問ではありますが、現時点で当協議会においての協議は行われてはおりません。

このほかの御質問については、総務部長より答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、初めに、3月定例会以降の進捗状況について、お答えいたします。まず、弘南鉄道株式会社において、国土交通省東北運輸局から改善措置を講ずるよう指示のあった事項も含めた修繕計画の見直しが行われました。また、近年の経営状況を踏まえた中長期計画の見直しも行われております。

さらに、3月定例会でもお答えしておりますが、昨年度、弘南鉄道活性化支援協議会・利用促進部会では、旅客動態の分析に基づく大鰐線の経営状況の予測を行いながら、鉄道の維持や廃止、新たな交通モードの導入等も含めて比較検討を行う調査が行われました。

これらの結果について、本年4月以降、担当課長級による会議が3回開催されておりました、その中で協議が行われております。

今後のスケジュールとしましては、弘前市と大鰐町による協議が進められるほか、担当課長級による会議が3回予定されております。また、沿線市町村長による会議を経て、年内で協議を整えることを目指すこととしております。

次に、運送の安全確保の御質問についてであります。弘南鉄道株式会社によりまして、議員御指摘の箇所につきましては、これまでも利用者及び地域住民から、ボルトが浮き上がっている等との連絡を受けることがあり、通行する電車や車に影響を及ぼす可能性があることから、随時、補修を行ってきたとのことであります。

また、先般の改善指示に伴う現地調査の際、東北運輸局からも同様の指摘を受けており、踏切内の鉄製の敷板や、それを支える枕木も老朽化していることから、全面的な補修が必要と判断し、今年度より計画的に工事を行っていくこととして、修繕計画が見直されております。

最後に、館田駅を活用した「地域運営組織活動拠点施設」整備について、お答えします。松崎小学校区の6町会を活動区域として様々な地域活動を展開している一般社団法人平川市西地区まちづくり委員会では、令和4年度に毎戸アンケートや地域住民による話し合いを行い、西地区の活性化につながる取組を整理した、平川市西地区活性化に係る

基本計画を策定しました。

基本計画では、活性化の方向性の1つとして、拠点施設の整備が不可欠であると結論づけており、昨年10月13日に西地区まちづくり委員会から提出された要望書を受け、事業の実施を決めたものであります。

館田駅を活用する理由としましては、弘南鉄道弘南線のほか、循環バス2路線が乗り入れする交通結節点となっていることに加え、利用者からは駅舎へのトイレや暖房等の整備を求める声が多くあったことから、利用者の利便性を高めるために活用することとしたものであります。

拠点施設の機能としましては、暖房等を完備した待合室やトイレのほか、コミュニティカフェ及び産直スペース、西地区まちづくり委員会の事務室や会議室を設ける計画としており、常駐することとなる西地区まちづくり委員会に管理を委託することを想定しております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、連絡協議会なんですけれども、まだ行われていないと。担当者における会議は行われていて、これからもまた3回行う予定であるというふうなお話を聞かせていただきました。

そこで、この会議の内容なんですけれども、協議会はまだなんで、その前の担当者の方の会議ですね。この会議の中でこの大鰐線に関しての方向性とか何かそういう話はあったのかどうか、この点に関してもし差し支えないようでしたらお聞かせ願えればと思いますけれども、いかがなものでしょうか。お願いします。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（対馬謙二） 先ほどお答えしたとおり、担当課長級による連絡調整会議においては、新たな交通モードの導入等も含めて比較検討を行う、先般の新聞でも出てきたけれども、いわゆるクロスセクター効果調査の結果等についての説明はありましたけれども、大鰐線の方向性の協議については行われておりません。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） それに関して少し踏み込んでお話をさせていただきたいなと思っております。いま部長がおっしゃったように、6月7日付けでもって、報道に、大鰐線についての、弘前市が代替交通手段に置き換えた場合の1年間にかかる費用を試算したところ、1億3,745万円、現在大鰐線に支払われている国などの補助金より約5,421万円割高だと、このように報道されておりました。

また、沿線住民にアンケートを実施し、回答884票で、大鰐線が必要は83.7%あった。あくまでも指標の1つとして、6月6日までに弘前市議会全会派へ説明したと、このように書かれておりました。詳細は分かりませんが、弘前市の試算を見る限り、協議会総会及び株主総会を前に、大鰐線存続への布石を打っているように感じられました。

試算として出すのであれば、代替バスなど運賃収入、並行する既存の交通手段、路線バス、JRなどの対応は当然想定して組み入れるべきだと思いますし、また、大鰐線の補助金の見込み額は、弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画を基に試算していると思いますが、先ほど質問した踏切設備1つにしても老朽化が甚だしく、このような現

状にあって、今後、施設や設備、例えば橋梁、踏切、車両、駅舎、ホームなど、更新や改修した場合、相当な資金が必要になると思われま。こうしたものを包み隠さず全て盛り込んで試算すべきだと考えま。

存続、廃止の議論には公平で良質な情報がなければならず、1つの指標だけが一人歩きするようものはいかがかなと思いま。判断を過ち、対応が後手後手になることも考えられます。この点について、市の見解を伺いたと思いま。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 弘前市によりますと、クロスセクター効果の算出方法としましては、大鰐線が廃止となった場合の代替施策として、現状と同等の移動機会を確保することを想定し、医療・商業・教育など計7分野で算出したものと伺っております。

これについては、担当課長級による連絡調整会議の場においても、「全ての代替施策を実施することとして試算するのは現実的ではない」という意見もありましたが、弘前市としては、国土交通省のガイドラインに沿って算出した、あくまで指標の1つであるとの説明がありました。

今後の会議におきましても、地域公共交通の将来を見据えて、総合的な見地から協議していきたくと思いまするので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 部長がおっしゃっているとおりですね、総合的なもの含めて、長期的な観点からしっかりとお話をさせていただければと思いま。

そこでもってですね、また気になるところがありましたので、これをまた質問したいと思いますけれども、協議会に臨むに当たり、まず、いま言ったように、試算するに当たっては、代替交通手段のみならず、今後予想される全ての経費を盛り込んでぜひとも行っていただきたいと思いますけれども。

このたび、また沿線住民アンケートに関しても、これ何人を対象にしたのか、回答結果、884票はちょっと少ないように感じますけれども、これは私だけの感想なんでしょうか。その中で特に気になった項目があります。JRや路線バスに比べて便利かという問いに對しまして答えた人が8.7%だったこと。大鰐線必要はこれ非常に多かったんですけれども、この便利かということ聞かれたときに8.7%ということであれば、言葉を選びますけれども、それほど便利ではない、ほかに変わるものがあるというふうに捉えることができるのかなと思いますので、私は深読みしてしまいます。

JRや路線バスで代替運行が可能であるのであればですね、この点もまた議論の余地があるのではないかと思いますので、このアンケート結果のこの点をですね、少し確認いただければと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 連絡調整会議等において確認したいというふうに思います。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） よろしく願いいたします。そして、今度は踏み切りに関しまして再質問させていただきますけれども、運送の安全確保、踏切に関してです。先ほどは中佐渡踏切に関して述べま。先ほどの答弁では、順次これを補修していくと、整備していくという話をされておりましたけれども、現状に対して少し述べていきたくと思います。

思います。中佐渡以外に、弘南線の踏切は34か所、そして登録なしが1か所、計35か所あります。

踏切の構造は、敷板に鉄板を引いたものが17か所、敷板だけのものが9か所、緑色のゴム製のものが9か所あります。状態は、ゴム製を除いた敷板の9割以上が腐食、鉄板にひびや割れが入り、敷板の腐食のためか鉄板を止めるねじが効かず浮いた状態のものが結構ありました。

また、東和田踏切に鉄板を固定していたねじなのか、内側のレール横に落ちていたので、弘南鉄道に報告に行きました。そうしたところ、片付けに1日半要していました。この状態及び対応を見た限り、安全運行に対する意識はまだだと感じられました。

このように踏切設備の腐食、老朽化について、先ほど部長がおっしゃってましたので、これから順次そこは改善されていくとは思いますが、1日も早くですね、行っていただきたいと思います。

そこで、これも質問したいと思っておりましたが、先ほど答弁で答えが出てましたので、この点に関してはよしとしまして、次の点に対して再質問しますが、第4種踏切についてです。

今年の4月6日に、群馬県高崎市のローカル線の踏切で、小学校4年生の女児が亡くなるという痛ましい事故がありました。この踏切は、警報機、遮断機のない第4種踏切で、事故を受けて高崎市は市内21か所の第4種踏切を全て廃止する方針を決めました。

具体的には、地元から廃止の合意が得られれば、踏切自体をなくして通行できなくする一方、合意が得られなければ遮断機と警報機が設置される第1種踏切に変更するというものでした。費用は鉄道会社に求めず、国の補助金を活用しながら市が負担することとしています。

国土交通省は、第4種踏切は安全性の向上が重要な課題、これまでに全国的に第4種踏切の統廃合の促進、遮断機、警報機の整備の支援による第1種踏切化の促進など、関係者とともに進めてきているとしました。

そこで質問は、弘南線に第4種踏切は2か所と登録なしが1か所の合計3か所あり、このうち2か所が平川市管内にあります。踏切の場所、利用状況を見る限り、安全性の観点から、地元の合意が得られれば廃止すべきと考えます。

特に、小和森第2踏切と小和森第3踏切の間に登録なしの踏切あること自体異常で、敷板も腐食しぐらついています。弘南鉄道の経営者は、この実態を知っているのでしょうか。もし事故が起きたら大変なことになりますので、早急に対策を講じるように弘南鉄道に働きかけをすべきだと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 当然議員言われるように、弘南鉄道さんのほうにはその確認が取れてないとなれば、確認しながら進めていきたいと思いますが、あくまでも連絡調整会議の場において 沿線自治体と情報共有して何ができるかを確認してまいりたいとも思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） ぜひともよろしく願いいたします。これは早急をお願いしたいと思っております。

そしてまた、この第4種踏切に関しましては、平川市以外でも田舎館村管内に1か所あります。また、第1種踏切でも統廃合の対象になれる踏切が田舎館村と黒石市に各1か所、計2か所あります。これについても検討が必要であると思います。

安全確保と経営合理化の観点から、弘南鉄道と弘南線沿線自治体とが協議に値する案件と考えますが、市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） こちらにつきましても、先ほど来お話をしていましたが、連絡調整会議等の場において、やはり沿線自治体と情報共有しっかりとしながら何ができるか確認してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 今お話ししましたようにですね、非常にこう残念ではありますけれども、弘南鉄道、あのような大きな事故起きて改善策等も講じられてきているとは思いますが、まだまだそこに至っていないなど。経営体質がそうなのかどうか分かりませんが、安全に対する意識そのものをもっともっと強く持っていたきたいなと思います。もし万が一何かあった場合は、これは大変なことになりますので。

で、先ほど言ったように、登録のない踏切があつて、そこを人が通つてること自体、これ考えられないことなんです。実際、こういうふうな踏切は多分全国ないのではないかと思うぐらいのもんです。ですので、この点はどうかですね、強く強く申し述べていただきたいと思います。

せんだって弘南鉄道の本社のほうに行ってきました、この点を確認させていただきましたけれども、担当者には非常に気の毒ですね。責任はやっぱり全て経営者にあると思います。トップの責任として、ここ、先ほど言いましたけれども、本当にこれは認識してるのか、この点をしっかりと確認とっていただきたいなと思いますし、いち早くこの登録ない踏切、もし何かあったら大変ですので、廃止するか、そうでなければきちんと登録して第1種に格上げするか、何かの対応策が必要だと思いますので、この点は何とぞよろしくお願いいたします。この踏切が、もう一度言いますが、平川市管轄にあるということですので、これを十分認識していただきたいと、このように思います。

弘南鉄道の踏切について述べてきましたけれども、大鰐線を合わせますと、第1種踏切は68か所、第4種踏切は14か所あります。第4種踏切は大鰐線に12か所、特に多いんですよ。ですから、大鰐線まで私調べる時間なかったもので、点検してませんでしたけれども、多分、多分ですよ、弘南線とほぼ同様が、もしくはそれ以上かもしれないので、この点も早急に対応が求められると思います。

仮に、第4種踏切から第1種踏切に切り替える場合の費用は、1か所あたり約1,500万円から3,000万円程度かかると言われております。踏切1つとってもこのような課題があるのか、先ほどに戻りますけれども、弘前市の試算は現状を実際踏まえていないと言えます。これを存続させて維持していくのであれば、先ほどの試算以上にお金はかかっていくのは、これ目に見えて明らかであります。

また、先ほど言ったように、この腐食した敷板と鉄板の交換、この交換に関しては1か所あたり約50万円から70万円程度なんです。ですので、できないわけではないと思いますので、これは早急に、先ほど来言ってますけど、何度も何度も繰り返し口を酸っぱ

く言いますけれども、早くですね、交換していただければと思います。

もし、これさえなかなか交換できないような経営状況であるならば、また協議会等でもってしっかりと議論していただいて、自治体としましても何ができるのか、これ安全に関わる、人の命に関わる問題ですので、しっかりとここは議論していただいて、対策を講じていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

実際にこの路線、またこの電車を使ってる方々は御年配の方とか、学校に通う若い人たちですので、何としてもこれは早め早めに対応をお願いしたいと思います。この危機意識をぜひとも弘南鉄道に強く申し述べていただきたいと思います。どうか、協議会、連絡調整会議等でもって、ひとつしっかりとお願いしたいと思います。

先ほど言ったように、ねじ1つ落ちていた、この対策に関しても1日半を要している、このような状況はあり得ません、はっきり言って。すぐそこですよ、目の前ですよ。平賀の保線区、整備する場所から車で二、三分ですよ。ですんで、この点もですね、やはり、何というか、言葉にならないぐらいの状況ですね。

ですから、どうかこの保線区管理に関しての人が足りないとかいうことを言っておりますけれども、そのような対応もできないのであれば、はっきり言ひまして、やはり大鰐線を廃止して、その弘南線に人・物・金、これを集約して安全確保と経営再建をしっかりとしていくべきと私は強く思っておりますので、どうかこの点、連絡調整会議及び協議会、総会等でもって市長のほうからも強く申し述べていただきたいと思います、このように切に願ひして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 8番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次に、お諮りします。

明日14日は常任委員会開催のため、17日から20日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、次の本会議は、21日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後1時59分 散会